

訪問リハビリテーション事業所 あいの
提供するサービスの利用料、利用者負担額

(令和3年4月1日現在)

【介護保険】 ※茨木市地域単価：5級地（10,55円）

区 分	内 容 / 【単位 数】	利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション	基本報酬 / 【307単位】 (1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	3,238円 (1回)	324円 (1回)	648円 (1回)	972円 (1回)

加 算 / 【単位数】	利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	算定回数等
短期集中リハビリテーション実施加算 / 【200単位】	2,110円	211円	422円	633円	1日当たり
サービス提供体制強化加算（I） / 【6単位】	63円	7円	13円	19円	1回当たり
移行支援加算 / 【17単位】	179円	18円	36円	54円	1日当たり

【医療保険】

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	金額	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
1 同一建物居住者以外の場合	3,000円	300円	600円	900円
2 同一建物居住者の場合	2,550円	260円	510円	770円

【介護保険・医療保険共通】

交 通 費	実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。 なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおり。 (1) 事業所から片道5km未満 無料 (2) 事業所から片道5km以上10km未満は、200円、10km以上5km増すごとに100円を追加。 (3) 駐車場を利用した場合は、実費請求とする。	
キャンセル料	前日までに連絡があった場合	キャンセル料不要
	当日に連絡があった場合	1提供当りの料金を請求